

新潟地方裁判所委員会（第47回）議事概要

- 1 日時 令和6年9月19日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所 大会議室
- 3 出席委員
大鶴直史、岡田典仁、小林謙介、坂本浩志、中本次昭、野口一則、堀田伸吾、松村徹、吉田正之（欠席委員：浅間孝之、岩浪知子、徳武裕一、中村茂）（五十音順、敬称略）
- 4 全体概要
 - (1) 委員長選出
互選により松村徹委員を選任
 - (2) 新委員の紹介
 - (3) 意見交換
テーマ「より参加しやすい裁判員裁判とするには」
 - (4) 前回テーマ「変化に対応できる職場作りについて」の現在の状況報告
- 5 意見交換等の概要
【以下、発言者は、◎：委員長、○：委員、●：裁判所委員】
 - (1) 裁判員裁判の運用状況及び課題について
 - ア 意見交換に先立ち、刑事部から裁判員裁判の概要、運用状況及び課題についての説明を行った。
 - イ 意見交換
 - 事件1件あたり、何人が裁判員等に選ばれるのか。
 - 裁判員6名のほか、補充裁判員2名が選ばれるのが通常の運用である。補充裁判員は、裁判員が病気や急用等で裁判員を務めることができなくなった場合に、すぐにその裁判員に代わって審理に参加できるように、最初から裁判員と一緒に公判や評議に参加いただく方である。
 - ◎ 裁判員の方に裁判参加の支障が生じたときに、裁判を初めからやり直すわけにはいかないもので、控えていただいているということである。
 - 制度導入当初に比べ、辞退率が上がっていることは、どう考えたらよいのか。
 - 制度導入から15年が経った現在は、裁判員裁判は普通のこととなり、導入当初に比べて裁判員裁判がニュース等に取り上げられることが少なくなったことは、認知度が下がっている一つの原因であると思う。
 - ◎ 配布資料として、裁判員等選任手続期日のお知らせのサンプルをお配りしているが、この封筒が届いたら辞退したいと感じるか。
 - まず知りたいのは、拘束時間がどのくらいなのか、終了時間は何時くらいなのかである。
 - 裁判にかかる日数は事件によって異なり、お送りしている書面の中で、事件ごとに案内している。具体的な日程の予定は、「裁判員等選任手続及び裁判の日程

について」に記載されている。

- 資料を見て気になるのは、裁判員裁判参加のために子どもを預けたり、介護サービスを利用したりする費用、そのキャンセル費用は自費であることである。また、午後5時台に終わるとなると、小学校低学年の子どもを預けることも必要になると思われるが、それに付随するサービスはない。子どもがいて共働きの方は、この時間拘束をすんなり受け入れられないと思う。辞退事由の割合として、育児や介護等の家庭の事情というのはあまりないのか。
- 相当数いらっしゃる。一方で、小さな子どもを抱えながら参加してくださる方も一定数いらっしゃる。そのような小さな子どもがいる方々の意見が反映されることは、よりよい裁判につながると理解している。
- ◎ 勤務先に裁判員休暇制度はあるか。
- 職員に対してあるという通知を受けたことはないので、認識しているかというところではないと思う。
- ◎ 従業員が裁判員で休暇を取りたいという場合は、職場的にはどのような反応になるか。
- ケースがないので分からないが、会社として反対することはないので、社員個人の意見を尊重した中で対応したいと思う。会社としてもある程度バックアップしなければならないと思っている。
- 裁判員休暇制度というのは有給か。
- 裁判員の方の中には、裁判員休暇制度はあるが無給のため、有給休暇を使用して参加したという方がいらっしゃった。裁判員等の方には裁判所から日当が支払われる。
- ◎ 学生も裁判員に選ばれる可能性があるが、それについて話題に上ることはあるか。
- 職員で裁判員になったという声は聞いたことがあるが、学生からはない。
- ◎ 辞退等に関して検察官の立場から何か意見はあるか。
- 辞退率に関し、当日になって選任手続期日に来られない方については話を聞くことができず辞退理由を把握できないことから、その分析は難しいのではないかと。また、過去に担当した事件で、審理期間が長く、選任手続期日に来られない方が増えるため、呼出しの人数を増やすという話を聞いたことがあり、選任手続期日に来られない方が増えてきているという肌感覚はあった。
- 新潟の辞退率が全国と比べて高いが、農業県であるがゆえ農繁期の辞退が多い等、新潟の辞退率が高いことについて特有の事情はあるのか。
- 県内に限っての原因分析を行っているわけではないので肌感覚でしかないが、県土が広く、遠方からの出頭に負担があること、雪等の季節要因があると考えられる。実際、冬の時期は辞退する方が多くなる印象である。
- 辞退率は全国で何番目くらいに高いのか。
- 当庁より辞退率の高い庁は、福井、富山、鳥取、仙台、福島、山形、釧路、徳

島である。

- 伺ったところ、農業県や高齢化の進んでいる地域が多い印象である。新潟は面積や交通の問題があると思うが、辞退率を下げるには原因をきちんと分析しなければならないと感じる。新潟だからこその傾向があるのか、全国的な傾向なのか、できれば県内での分析を行うべきである。個別の辞退理由については仕事や疾病等があると思うが、それに応じたできる限りの手当をしていくほかはないと思う。その中で託児サービスや介護サービスの利用が裁判員等の負担になる点について、少しでも負担を少なくするための制度改善があってもよいのではないかと感じる。
- 裁判員等に選ばれる方には多様性があった方がよいと思われるが、名簿の作成においては男女別や年齢別等の要素に基づいて作成されているのか。
- 市町村の方で無作為に抽選しているとした裁判所は把握していない。
- ◎ 法律で決まっている部分になると思うが、名簿の中からランダムに選ぶことによって、多様性が確保されるという建て付けかと思われる。
- そうすると、今の日本や新潟県内では、確率的に高齢者が選ばれる可能性が高く、若い人が選ばれにくいように思われるが、そのような理解でよいか。
- 結果的にそうなる可能性はあると思われる。
- ◎ 実際、裁判員等の高齢率は高くなっているのか。
- 退職して、いい機会だから参加したという元気な方も多い。
- 私が経験した限りでは、若い裁判員の方もいらっしゃったと思う。選ばれた方の属性も分析し、本当に偏っているのかの確認が出発点だと思われる。
- 候補者となる年齢に上限はないため、候補者となったけれども高齢だからと辞退され、実際に裁判員となった方は意外に若い方が多いということはあるか。
- 実際に裁判員等が高齢の方だけで固まったという経験はあまりない。
- 原因分析の方法は想像がつかないが、裁判員等に選ばれた方の年代や性別の分析は有効かもしれないと感じた。

(2) 裁判員裁判の広報について

ア 意見交換に先立ち、総務課から裁判員裁判の広報についての説明を行った。

イ 意見交換

- ◎ 説明にはないが、裁判員裁判が行われた際の記者会見についても、裁判所からお話ししたい。
- 裁判員裁判が行われると、地元の司法記者クラブから、裁判員等の記者会見の要望がされることがある。裁判員等の方が裁判員裁判を経験した感想等を報道機関を通じて知っていただくことは意義があると思っている。しかし近年、記者会見の要望を受けることは減っており、今年度は現在のところ2回しか行っていない。
- 検察庁では、法教育の観点で学校から依頼を受けて、小学校への出前講義が非常に多い。仕事の説明や模擬裁判を行っている。大学生へも同様の広報活動を行

っている。

- 弁護士会も法教育という形で弁護士が学校で講義を行っている。裁判員裁判もテーマとして扱うが、裁判員裁判をアピールするというよりも、キャリア教育として弁護士の仕事紹介や、裁判や法律そのものを知ってもらい親しみを感じてもらおうということが中心である。法教育自体のニーズはあり、多くの学校を訪問しているが、県民全体からするとごく少数である。そのため、一つ一つのイベントやアクションにどれだけインパクトを持たせるかではないかと思う。ウェブサイト等での発信を考えたときに、例えば裁判員の通知を受けた方が「新潟 裁判員」で検索したときに、裁判所のサイトがトップに出るようSEO対策をしたり、そのページの説明やQ&A、意見交換会の議事概要を分かりやすく掲載して、それを見て安心して参加できるとなれば、一つ一つの模擬裁判や意見交換会にインパクトが生じるのではないか。
- 令和4年と令和5年の裁判員等意見交換会の大学生の参加人数に差があるが、休暇中であるか等による開催時期の影響も大きいように思われる。毎年何月開催などと決まっていれば、学生の方にも浸透していくのではないか。
- 企業側の考え方からすると、選任手続期日の通知自体に違和感がある。通知書面の中央に「新潟地方裁判所刑事部 裁判所書記官」とあり、突如「裁判員等選任手続期日のお知らせ」と始まるのは、一般の人間からすると、分からない、不安、面倒というのが先入観として一番に出てくると思う。もう少し柔らかく表現してもらわないと、入口から辞退したいという感覚になる。分厚いものが送られてきて、読むのも面倒であるし、何をお願いしているのかなどをもっと端的に分かりやすくしてもらうことが、辞退率を下げる一つの要因だと思う。
- 「はじめにお読みください」の書面は、フォント等も含めて、古いイメージがある。中身の言葉も硬く、活字の量も多いため、読むことに心理的負担がある。参加することでどのくらい自分に負担があるのか、日当が出るのか等の不安を除く内容が冒頭にあったほうが読みやすいと思う。また、裁判員裁判が始まってから量刑に変化があったという説明もあったが、そのような裁判員制度による変化を伝えるなど、自分が裁判員裁判に参加することで役に立つことを理解してもらえるような、参加する意義を感じられるような内容も加えるとよいのではないか。
- ウェブサイトというのは関心のある人でなければ見ない上、今は広報手段として十分ではない。ある団体では、広報用のDVDの貸出は減っているが、YouTubeの活動紹介のアクセス数は伸びているという。注目をまず浴びるには、インパクトがなければ見てもらえない。裁判官がYouTubeで直接語りかけるなどが一番有効ではないかと思う。
- ◎ 最高裁判所で作成している動画はYouTubeにもあるが、関心を持っていない方に届けるにはどうしたらよいか難しいところである。選任手続期日の通知についても、ウェブサイトやYouTubeの活用についても、一般の方に届くように参考としたい。

- 6 次回期日及び次回のテーマ
追って決定する。